

業庫第73号(例)

2018年7月17日

歳入代理店
歳入復代理店

日本銀行業務局

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」の一部改正に関する件

歳入代理店または歳入復代理店を廃止しようとする場合において、その事由が店舗内店舗への変更（既存の店舗内店舗に設置の歳入代理店または歳入復代理店を廃止しようとする場合を含む。）であるときは、歳入代理店引受金融機関から本行への届出により廃止し得ることとするに伴い、「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」（2018年3月19日付業庫第33号別紙1）の一部を別紙のとおり改正し、2018年8月1日から実施することとしましたので通知します。

以上

「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」中一部改正

- I 7. (2) を横線のとおり改める。

(2) 歳入代理店等の店舗の廃止に関する届出

次表の「対象店舗」欄に記載の店舗が廃止となる場合^(注)には、「提出者」欄に記載の者が、「提出先」欄に記載の日本銀行の本支店に、「届出の様式」欄に記載の様式で届出を行う。

(注)「店舗廃止」、「一般代理店設置」(歳入代理店の場合)、「移動店舗への変更」、「無人店舗への変更」または、「店舗内店舗への変更」(既存の店舗内店舗に設置の歳入代理店等を廃止する場合を含む。)または「銀行代理業等の契約解除」(銀行代理業者等の店舗に設置されている歳入復(々)代理店の場合)に伴う廃止の場合に限る。これら以外の事由による廃止の場合には、本届出書は使用せず、日本銀行に照会のうえ、その指示により取扱う。

以下略(不変)

- **付録Ⅲ**の様式第4号の(備考)2. を横線のとおり改める。

2. 廃止事由は「店舗廃止」、「一般代理店設置」、「移動店舗への変更」または、「無人店舗への変更」または「店舗内店舗への変更」と記載する(既存の店舗内店舗について歳入代理店を廃止する場合にも、「店舗内店舗への変更」と記載する。)。これら以外の事由による廃止の場合には本届出書は使用しない。

- **付録Ⅲ**の様式第5号の(備考)2. を横線のとおり改める。

2. 廃止事由は「店舗廃止」、「移動店舗への変更」または、「無人店舗への変更」または「店舗内店舗への変更」と記載する(既存の店舗内店舗について歳入復代理店を廃止する場合にも、「店舗内店舗への変更」と記載する。)。これら以外の事由による廃止の場合には本届出書は使用しない。

○ **付録Ⅲ** の様式第 6 号の（備考） 2. を横線のとおり改める。

2. 廃止事由は「店舗廃止」、「移動店舗への変更」、「無人店舗への変更」、「店舗内店舗への変更」または「銀行代理業等の契約解除」と記載する（既存の店舗内店舗について歳入復代理店を廃止する場合にも、「店舗内店舗への変更」と記載する。）。これら以外の事由による廃止の場合には本届書は使用しない。

○ **付録Ⅲ** の様式第 7 号の（備考） 2. を横線のとおり改める。

2. 廃止事由は「店舗廃止」、「移動店舗への変更」、「無人店舗への変更」、「店舗内店舗への変更」または「銀行代理業等の契約解除」と記載する（既存の店舗内店舗について歳入復々代理店を廃止する場合にも、「店舗内店舗への変更」と記載する。）。これら以外の事由による廃止の場合には本届書は使用しない。